

改正再エネ特措法の施行に向けて

2024年1月25日

資源エネルギー庁

改正再エネ特措法の施行に向けて

- 地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るための措置を盛り込んだ改正再エネ特措法について、2024年4月1日に施行する予定。
- 本WGにおいては、2023年5月以降、全6回にわたって改正再エネ特措法の詳細設計について集中的に御議論いただき、パブリックコメントも経て、同年11月に第2次取りまとめを行ったところ（概要：p.3-4参照）。
- 現在、この第2次取りまとめを踏まえ、最終的な制度設計を進めているところ。具体的には、以下のとおり。
 - 再エネ特措法施行規則（以下「施行規則」という。）を改正し、制度的措置の基本的部分を決定。2023年11月28日～12月27日の間でパブリックコメントを実施しており、これを踏まえ、2月公布予定。【※パブリックコメントに付した施行規則の概要は資料2参照】
 - 説明会及び事前周知措置ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を新設し、説明会等の詳細を決定。2023年12月22日～2024年1月21日の間でパブリックコメントを実施しており、これを踏まえ、2月公布予定。【※パブリックコメントに付したガイドラインは資料3参照】
- 本日の会合では、特に説明会等のFIT/FIP認定要件化に関して、施行規則とガイドラインの整備の進捗に当たり、2023年11月の第2次取りまとめ時点から更に詳細設計等が進んでいる点について御報告させていただきたい。

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめの概要①

- 本WGにおいては、2023年5月以降、全6回にわたって改正再エネ特措法の詳細設計について集中的に御議論いただき、パブリックコメントも経て、**同年11月に第2次取りまとめ**を行ったところ。

I 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

- 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる①～③の許認可について、**FIT/FIP認定の申請要件化**。
①**森林法**の林地開発許可、②**宅地造成及び特定盛土等規制法**の許可、③**砂防三法**（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可

II 説明会等のFIT/FIP認定要件化

（FIT/FIP認定要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。）

（説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲）

- **特別高圧・高圧（50kW以上）**は、**説明会の開催**を求める。
- **低圧（50kW未満）**は、原則として**説明会以外の事前周知**を求めるが、**周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（上記I①～③の許認可が必要なエリア、土砂災害警戒区域のエリア、景観等の保護エリア等）**では、**説明会の開催**を求める。
- **屋根設置・住宅用太陽光**は、事前周知の対象外。

（説明会での説明事項等）

- 説明会では、下記の説明を求める。
① **事業計画の内容** ④ **事業に関する工事概要**
② **関係法令遵守状況** ⑤ **関係者情報（主な出資者等を含む）**
③ **土地権原取得状況** ⑥ **事業の影響と予防措置**
- このうち⑥は、**安全面**（斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等）、**景観、自然環境・生活環境**（騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項）、**廃棄等**の項目を説明。

（説明会の議事等）

- **質疑応答の時間**を設け、住民の**質問・意見への誠実な回答**を求める。
- 説明会後に事業者が一定期間、**質問募集フォーム等**を設け、フォームに提出された住民の質問等への**書面等での誠実な回答**を求める。

（「周辺地域の住民」の範囲）

- **事業場所の敷地境界から一定距離**（低圧100m、特別高圧・高圧300m、環境アセス（法アセス）対象1km）の**居住者**と、**再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者**を対象とする。
- 地域の実情を把握する**市町村への事前相談**を行うことを求め、市町村の意見を尊重して、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加。

（説明会の開催時期）

- 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高い場合（上記I①～③の許認可が必要な場合、環境アセス対象等）は、**事業の初期段階から、複数のタイミングでの説明会開催**を求める。

（その他の説明会実施要領）

- 説明会には、**再エネ発電事業者自身の出席**を求める。開催案内は、開催2週間前までに、ポスティング等により行うことを求める。
- FIT/FIP認定申請時に、**説明会を開催したことを証する資料**として、**説明会の議事録、配布資料、質問募集フォームにおける質問・回答、概要報告書等**の提出を求め、**概要報告書**は認定後に**公表**する。
- 認定後に**事業譲渡や実質的支配者の変更等**が生じた場合は、**変更認定申請時に改めて説明会の開催**を求める。
- 説明会は事後検証できるよう、**録画・録音し、保管**する。

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめの概要②

Ⅲ 認定事業者の責任明確化（監督義務） （委託先も認定基準・認定計画を遵守するよう、 認定事業者に委託先に対する監督義務を課す。）

（監督義務の対象）

- 再エネ発電事業の実施に必要な行為に係る委託（例：手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄等に係る業務）について、**監督義務の対象**とする。

（契約書の締結）

- 認定事業者と委託先との間で**書面の契約書を締結**することを求める。
- 契約書において、**委託先も認定基準・認定計画に従うべき旨を明確化**するとともに、**認定事業者への報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意**などの事項を含めることを求める。

（報告の実施）

- 委託先から認定事業者**に対して、**認定基準・認定計画の遵守状況等を報告**することを求める。
- 認定事業者から国**に対して、**委託契約の概要等について定期報告（年1回）**することを求める。

Ⅳ 違反状況の未然防止・早期解消の措置 （関係法令等に違反する事業者に対し、FIT/FIP交付金を一時停止。 違反が解消されず認定が取り消された場合は交付金の返還を命令。）

（交付金の一時停止の発動タイミング）

- 関係法令違反**について、**少なくとも、行政処分・罰則の対象となる違反が覚知**され、**違反に係る客観的な措置（書面による指導等）がなされた段階**においては、**一時停止**の措置を講じることが可能と整理。

（交付金の取戻要件）

- FIT/FIP交付金の一時停止が措置された場合について、**違反状態の早期解消インセンティブ**を持たせるため、
 - 違反の解消** 又は
 - 事業の廃止と適正な廃棄等**が確認された場合は、**一時停止された交付金を取り戻すことができる**こととした。

Ⅴ 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保 （太陽光パネルを更新・増設する際に、当初設備相当分は価格維持することとし、 増出力分相当は十分に低い価格を適用する措置を講じる際の適正な廃棄の確保。）

（更新に伴って不要となる太陽光パネルの適正な廃棄）

- 廃棄等積立制度において積み立てられた**積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄**を求める。
- 更新に係る変更認定申請を行う際には、**解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書など、一定の書類の提出**を求める。また、事後的に、**実際に適切な廃棄等が実施されたことの報告**を求める。

（更新・増設される太陽光パネルの適正な廃棄）

- 太陽光パネル増設に伴う廃棄等費用の不足分**は、**増設に係る変更認定時に一括して原則外部積立**を求める。

(参考) 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

	住宅用太陽光 (※ 2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア (※ 1) 外	<u>事前周知を 要件としない</u>	<u>事前周知を 要件としない</u> (努力義務として求める)	<u>説明会以外の手法での 事前周知を求める</u> (※ 3、※ 4)	<u>説明会の開催を求める</u> (※ 4)
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア (※ 1) 内				

- (※ 1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。
- (※ 2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。
- (※ 3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。
- (※ 4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。(なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書(説明会概要報告書)を提出する等の所要の手続を行う必要がある。)

(参考) 説明会における説明事項 (全体)

項目	説明事項
① 事業計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電源種、設置形態、出力規模、設置場所などの基本情報について、図面やイメージ写真などを用いて住民にとって分かりやすく説明する。
② 関係法令遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下①～③の関係法令に係る手続の要否と、手続が必要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵守するための実施体制（「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について（2023年5月25日・関係省庁申合せ）」が一つの指針となる。）などとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法における林地開発許可 ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可 ・ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可 ② ①の他、FIT/FIP認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等 ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあつては、当該許認可・届出等
③ 土地権原取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 土地権原取得状況については、土地所有者等のプライバシーへの配慮等の観点を踏まえ、土地に係る登記等そのものを示すのではなく、土地権原の有無と土地権原取得状況についての説明を求める。
④ 事業に関する工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予定する工事のスケジュール（運転開始予定日を含む。）などを説明する。
⑤ 関係者情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者が法人の場合は、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者などを説明する。
⑥ 事業の影響と予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全面・景観・自然環境・生活環境・廃棄等といったそれぞれの観点ごとに、説明事項を整理（次ページ参照）。 ➤ その際、電源の規模やエリア等に応じて、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、この点を踏まえて、適切かつ十分な情報が提供されるような整理が重要である。 ➤ 個別事案の状況に照らしながら、周辺地域の住民に対して、適切かつ十分な説明が求められる。このため、説明すべき事項は明確に定めつつも、それをどのように説明するかについては、一律の説明の仕方限定ではなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明を求める。 ➤ 説明の仕方の選択に当たっては、再エネ長期電源化・地域共生WGで示された説明の仕方が参考となるが、これに限定せず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択することも可能とすることを通じ、再エネ発電事業者による主体的な説明の実現を促す。 ➤ 整理された説明事項については、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされることが必要である。なお、説明事項によっては、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれ得るが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明を求める。

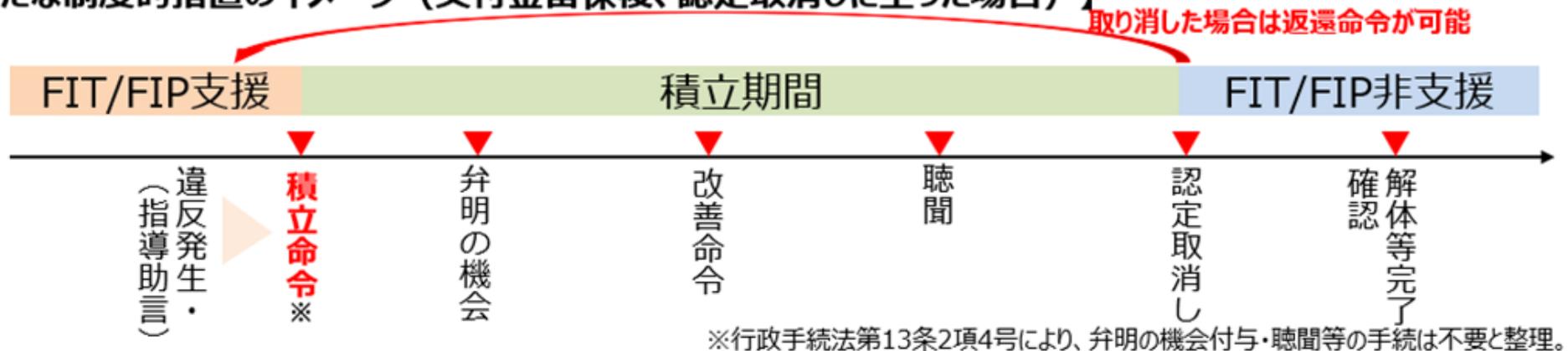
(参考) 説明会における説明事項 (事業の影響と予防措置)

	説明の観点	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	電源の規模	対象となるエリア
安全面	斜面への設置	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	盛土・切土	○	○	○	○	○		
	地盤強度	○	○	○	○	○		
	排水対策	○	○	○	○	○		
	法面保護・斜面崩落防止策	○	○	○	○	○		
	防災施設の先行設置	○	○	○	○	○		
	設備設計	○	○	○	○	○		
	施行後の管理の継続性	○	○	○	○	○		
	事業終了後の措置	○	○	○	○	○		
景観	景観への影響	○	○	○	○	○	規模を問わない	自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリア
自然環境 生活環境	騒音	○	○	○	○	○	環境アセスメント 対象規模	エリアを問わない
	振動	○	○	○	○	○		
	排水の汚れ／濁り	○	○	○	○	○		
	反射光	○						
	雑草の繁茂	○						
	風車の影による日照阻害		○					
	温泉への影響			○				
	蒸気の噴出			○				
	流量等への影響				○			
	燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響 (交通/ばい煙・粉じん/臭気等)					○		
	その他の大気環境 (大気質) への影響	○	○	○	○	○		
	その他の水環境への影響	○	○	○	○	○		
	その他の生物の多様性の確保及び自然環境 の体系的保全への影響 (動物、植物、生態系)	○	○	○	○	○		
廃棄等	廃棄等費用の総額等	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	太陽光パネルの含有物質等	○						
	工事時に発生する産業廃棄物・残土	○	○	○	○	○		

(参考) 違反状況の未然防止・早期解消の措置 (交付金の一時停止)

- 再エネ特措法における認定事業者は、認定計画に従って発電事業を実施することが求められ、認定された計画に違反した場合は、必要に応じて指導、改善命令を経て、認定が取り消される。
- 認定取消しは上記のとおり指導・改善命令等を経て実施されるが、**現行制度においては、違反状況が続いている間であっても、認定事業者である以上、FIT/FIP制度における支援は継続**。このため、早期に違反状態が解消されづらいなどの懸念もある。
- こうした懸念に対応するため、認定事業者に対して、違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、認定計画に違反した場合、**FIT/FIP交付金を一時停止するための積立命令に基づく積立義務を新たに課すこととし、違反状態の間は、FIT/FIP交付金の一時停止を継続することとする**。また、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、**違反の解消又は適正な廃棄等が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻せることとする**べきである。
- また、認定取消しをした際には、**認定取消しに加えて、例えば、違反時点から、認定が取り消された時点までのFIT/FIP交付金の返還を求めていくことが適切**である。

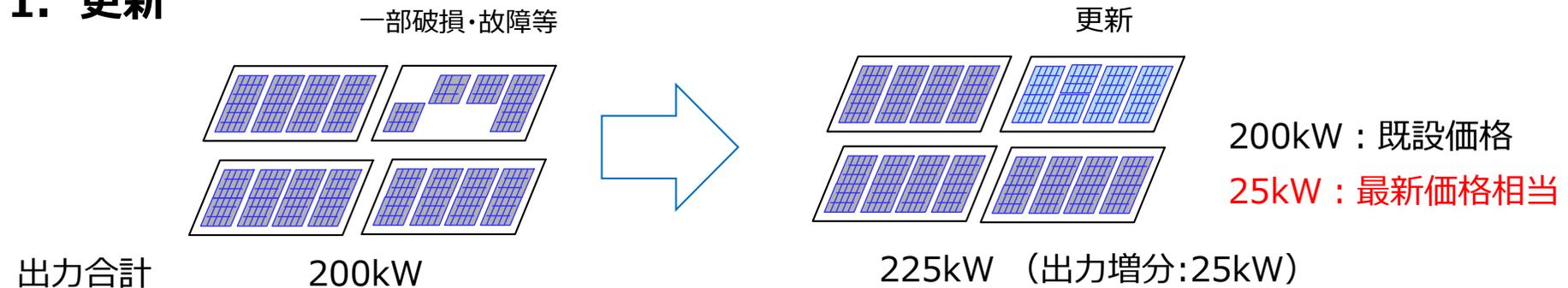
【新たな制度的措置のイメージ (交付金留保後、認定取消しに至った場合)】



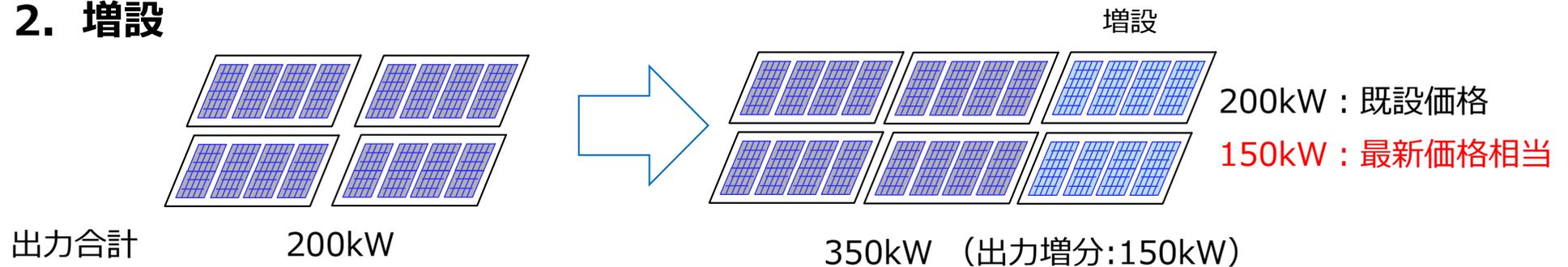
(参考) 太陽光パネルの増設・更新に係るルール

既存再エネ※の有効活用 (更新・増設) のイメージ ※既に土地や系統が確保されている。

1. 更新



2. 増設



FIT/FIPにおける支援価格の在り方

【現行ルール】

- 設備単位で価格を付与
⇒更新・増設をした場合、全ての設備を最新価格に変更

地域共生・
適切廃棄が前提

【新ルール】

- 設備の一部に価格の付与が可能
⇒更新・増設をした場合、既設設備相当分の価格を維持し、追加投資部分(出力増分)に最新価格相当を適用

(参考) 増設する太陽光パネルの適正な廃棄等の確保

- 再エネ特措法に基づく廃棄等積立制度では、積立開始のタイミング（運転開始後10年目）から調達期間の終了（運転開始後20年目）までの間、各時点での発電量に応じた額が、原則外部積立される仕組みとなっている。このため、積立を行う期間中に、**パネルの増設**（下表：X kW→Y kWに増設）**が発生した場合、積立開始から増設までの間、増設分**（下表：(Y - X) kW）**の廃棄等費用が積み立てられないおそれがある。**
- こうした点を踏まえ、不足分については、**増設の際の変更認定時に一括して原則外部積立を行う**（廃棄等費用積立制度において内部積立を行うことができる要件を満たす者（※）については、一括して内部積立を行うことを認める）こととすることとした。積立の方法については、**廃棄等積立制度の方法に準拠**することとし、**仮に適切に積立が行われない場合には、変更認定を行わない**こととした。

(※) 内部積立金の総額が積立対象区分等に該当する再エネ発電設備の解体等に通常要する費用の額以上の額であることや、一年ごとに積み立てられている内部積立金の額を公表することに同意することなど、再エネ特措法施行規則において定める要件を充足することが必要。



- (1) 改正再エネ特措法の施行に向けた周知・広報の徹底**
- (2) 説明会等のFIT/FIP認定要件化に関する経過措置
- (3) 再エネ発電事業者と密接に関係する者の範囲
- (4) 「周辺地域の住民」に係る市町村への事前相談の具体的方法
- (5) 説明会等に係るその他の論点

改正再エネ特措法の施行に向けた周知・広報の徹底

- 本WGの第2次取りまとめでは、今般の措置について、**パンフレット等も用いながら分かりやすく説明することが重要**である旨が取りまとめられている。現在、法施行に向け、**徹底した周知・広報**を行っているが、引き続き、丁寧な説明に努めていく。
 - 改正再エネ特措法に基づく措置は、**本WGや国会といった公開の場において十分な審議を重ねてきたもの**。
 - ・ 本WGにおいて、**2022年10月以降、計5回の議論**を経て、**2023年2月の「中間とりまとめ」**において、大枠をとりまとめ。これを踏まえ、**再エネ特措法の改正を含むGX脱炭素電源法案を国会に提出**。審議を経て、同年5月に成立。
 - ・ その後、本WGにおいて、**2023年5月以降、計6回の議論**を経て、**2023年11月の「第2次取りまとめ」**において、制度の詳細設計を取りまとめ。
 - 改正再エネ特措法に基づく措置に関しては、**①本WGの「中間とりまとめ」、②本WGの「第2次取りまとめ」、③施行規則の改正、④ガイドラインの新設の4回のタイミングでパブリックコメントを実施し、関係者の意見を聴く機会を確保**。
 - 2023年10月の資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」のリニューアルに併せて、**今般の再エネ特措法の改正に関する特設サイトを設け、措置内容について説明**を行っているところ。また、**再エネ発電事業者向けに、パンフレット（ガイドブック）を作成し、説明会における説明事項や実施フロー**などについて、**図解を用いながら説明**を行っていく予定。
 - **自治体向けには、2023年10月に「地域情報連絡会」を開催し、改正再エネ特措法の措置内容について説明**を行った。当該説明会には、**41都道府県・273市町村**の参加登録があった。今後も、**法施行に向けて、複数回の説明会（対面・オンライン）を開催し、自治体に御協力いただく際のポイント**などを丁寧に説明していく。

【資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」】



資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」のトップページにリンクを設け、再エネ特措法の改正の特設ページに誘導

- (1) 改正再エネ特措法の施行に向けた周知・広報の徹底
- (2) 説明会等のFIT/FIP認定要件化に関する経過措置**
- (3) 再エネ発電事業者と密接に関係する者の範囲
- (4) 「周辺地域の住民」に係る市町村への事前相談の具体的方法
- (5) 説明会等に係るその他の論点

説明会等のFIT/FIP認定要件化に関する経過措置（案）

- 今般の改正再エネ特措法により説明会等のFIT/FIP認定要件化については、これまでに十分な周知・広報が実施されてきている。また、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るために、説明会等のFIT/FIP認定要件化などの改正後の措置を、速やかに講じる必要がある。
- このため、FIT/FIP認定（変更の認定を含む。）が法施行日（2024年4月1日）以後となるものについては、次ページの場合を除き、特段の経過措置は設けず、説明会等のFIT/FIP認定要件化の対象とすることとしてはどうか。

（※）したがって、2023年度の認定申請期限日（10kW以上の太陽光・風力・中小水力・地熱：2023年12月15日／バイオマス：2023年12月1日）よりも後に申請されたものについては、FIT/FIP認定が2024年4月1日以後になるため、説明会等のFIT/FIP認定要件化の対象となる。

説明会等のFIT/FIP認定要件化に関する経過措置（案）

第92回調達価格等算定委員会
(2024年1月16日) 資料3を加工

<2023年度の入札対象案件>

- 2023年度の入札対象案件については、法施行（2024年4月1日）の時点で既に落札されているものであることを踏まえ、事業の予見性を確保するため、**FIT/FIP認定の取得が2024年度となる場合であっても、FIT/FIP認定要件として説明会等による事前周知を求めないこと**としてはどうか。

<2024年度の入札対象案件>

- 2024年度の入札対象案件については、再エネ長期電源化・地域共生WGで議論されているとおり、入札対象外案件と同様に、**入札参加時（事業計画提出時）ではなくFIT/FIP認定申請までに、説明会等による事前周知を求める**（ただし、仮に落札した場合であっても、**認定申請までの間に必要な説明会開催又は事前周知を行わなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す**）こととしてはどうか。
- なお、再エネ長期電源化・地域共生WGでは、周辺地域の住民への影響が大きい場合として、次の(1)～(3)の場合には、FIT/FIP認定申請前のタイミングのみならず、**それぞれの場合に応じ複数回のタイミングで説明会の開催を求めることを整理**しており、この点については、**入札対象案件についても変わらない**。
 - (1) **FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可（森林法に基づく許可等）**が必要となる場合
⇒ **①許認可申請前、②FIT/FIP認定申請前**の2つの時期において求める。
 - (2) **環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象**となる場合
⇒ **①配慮書作成前、②FIT/FIP認定申請前、③評価書の公告～工事着手**の3つの時期において求める。
 - (3) **条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合**
⇒ **①FIT/FIP認定申請前、②許認可取得等～工事着手**の2つの時期において求める。

(※) ただし、(1)の場合において法施行の日より前に許認可申請がなされている場合の①の説明会等、(2)の場合において法施行の日より前に配慮書が作成されている場合の①の説明会等については、事業の予見可能性を確保するため、経過措置として、**入札対象案件か否かにかかわらず、当該時期における説明会の開催等は求めない**（②以降の説明会の開催等は求める）こととしてはどうか。

(参考) 入札対象案件の説明会等

- 入札対象案件については、入札対象外案件と同様に、**入札参加時（事業計画提出時）ではなくFIT/FIP認定申請までに、説明会開催又はそれ以外の方法による事前周知を求める**（ただし、仮に落札した場合であっても、**認定申請までの間に必要な説明会開催又は事前周知を行わなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す**）こととしてはどうか。

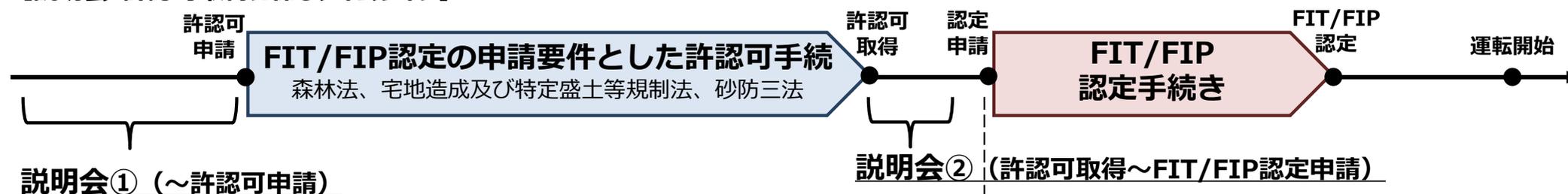
(※) 入札対象案件の取扱いについては、入札実施指針の内容に関わることから、今後、調達価格等算定委員会において御議論いただくことになる。

- なお、本WGのこれまでの会合において、**周辺地域の住民への影響が大きい場合**として、
 - ① **FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可**（森林法に基づく許可等）**が必要となる場合**
 - ② **環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合**
 - ③ **条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合**

は、FIT/FIP認定申請前のタイミングのみならず、**それぞれの場合に応じ複数回のタイミングで説明会の開催を求める**ことを整理しており、**この点については、入札対象案件についても変わらない。**

(例) 入札対象案件であって、説明会開催・FIT/FIP認定申請要件としての許認可取得が必要な場合のタイムライン

【説明会・許認可取得に係るタイムライン】



【入札に係るタイムライン (例)】

入札参加
(事業計画提出)

落札者
決定

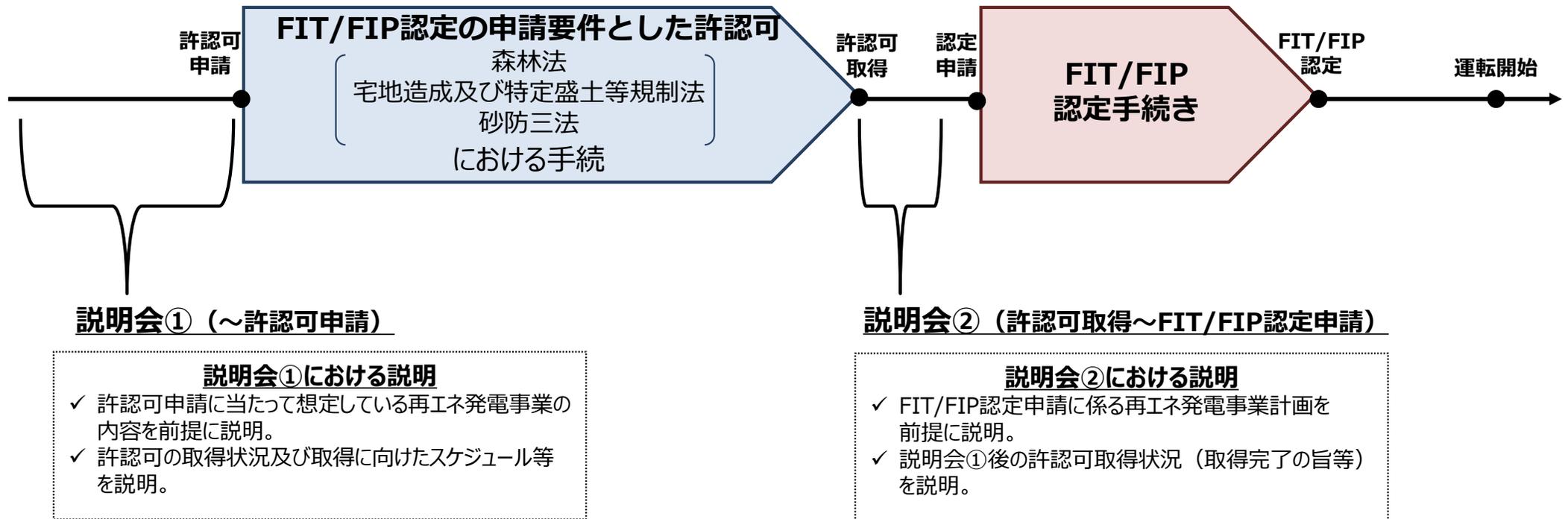
認定
申請

(注) 入札実施前に実施される説明会においては、入札の競争性に影響を与える説明（特定の入札回に参加する旨等）がなされないように留意が必要となる。

(参考) 複数のタイミングで説明会を開催する場合①

- 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可（森林法に基づく許可等）が必要となる場合は、**FIT/FIP認定申請前に加えて、当該許認可申請前の段階においても説明会の開催を求めることとした。**

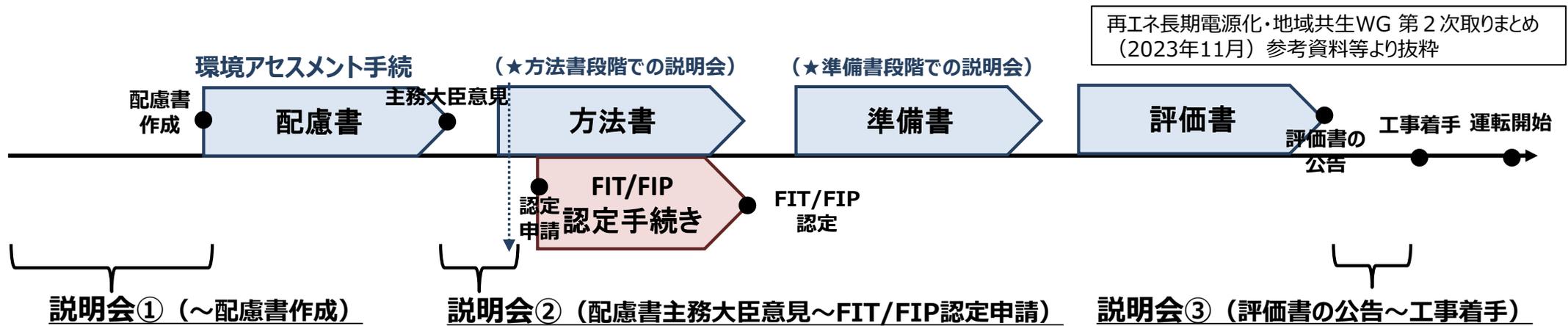
再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ
(2023年11月) 参考資料等より抜粋



(※) なお、風力・地熱発電事業について、環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象である場合は、上記の許認可を認定後に取得することを認める（認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行う）こととしている。この場合においては、上のタイムラインではなく、次ページのタイムラインに従うこととする。

(参考) 複数のタイミングで説明会を開催する場合②

- 環境影響評価法（第一種事業・第二種事業のいずれも含む。）又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合については、**FIT/FIP認定申請前に加えて、配慮書作成前の段階においても説明会の開催を求めることとした。**
- さらに、**FIT/FIP認定後、評価書の公告から工事着手までの期間に、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容等を説明するための説明会の開催を求めることとした。**



説明会①における説明

- ✓ 配慮書作成に当たって想定している再エネ発電事業の規模等を前提に説明。
- ✓ 取得前の許認可については、許認可取得スケジュール等を説明。
- ✓ 事業の影響と予防措置については、環境アセスメントにおける配慮書の記載と整合的に、再エネ特措法上の説明項目につき説明。

説明会②における説明

- ✓ FIT/FIP認定申請に係る再エネ発電事業計画を前提に説明。
- ✓ 環境アセスメントの方法書段階の説明会において、再エネ特措法に基づく説明会に関する要件を全て充足している場合には、再エネ特措法に基づく説明会を行ったものとして取り扱うことができる。（ただし、再エネ特措法に基づく説明会としても位置付ける旨を事前に示すことが必要。）
- ✓ 事業の影響と予防措置については、環境アセスメントにおける方法書の記載と整合的に、再エネ特措法上の説明項目につき説明。

説明会③における説明

- ✓ 環境アセスメントを踏まえて、実際に実施する再エネ発電事業の規模等を前提に説明。
- ✓ 環境アセスメントの準備書段階の説明会では、環境アセスメントの結果が確定していないことから、この段階の説明会について、再エネ特措法に基づく説明会③として取り扱うことは不可。

(※ 1) 条例に基づく環境アセスメントについても、環境影響評価法に基づくプロセスに準拠している例が多く、原則として上記に準じたタイミングで実施することを求めるが、①～③の詳細のタイミングの設定については、条例策定自治体と相談の上で決定することとする。

(※ 2) 環境影響評価法の対象事業のうち、配慮書プロセスを実施しないもの（第二種事業・温対法の特例案件等）については、説明会①の開催は求めない。

(※ 3) FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可が必要となる場合（p.11参照）は、説明会②において、許認可の取得状況（取得完了の旨等）を説明するよう求める。

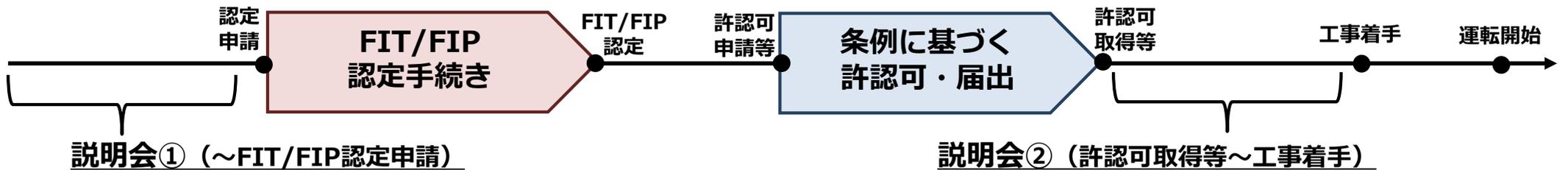
ただし、認定から3年以内に許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行うなどの特例を設ける環境影響評価手続対象の風力・地熱発電事業については、

- ・説明会②において、許認可の取得状況・取得に向けたスケジュール等を、
- ・説明会③において、許認可取得状況（取得完了の旨等）を説明するよう求める。

(参考) 複数のタイミングで説明会を開催する場合③

- 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合場合については、**FIT/FIP認定申請前に加えて、条例に基づく許認可取得等から工事着手までの間にも説明会の開催を求めることとした。**

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ
(2023年11月) 参考資料等より抜粋



説明会①における説明

- ✓ FIT/FIP認定申請に係る再エネ発電事業計画を前提に説明。

説明会②における説明

- ✓ 条例に基づく許認可・届出プロセスを踏まえた再エネ発電事業の規模等を前提に説明。

(※) なお、FIT/FIP認定申請前に実施する説明会①よりも前に、条例に基づく許認可・届出が終了している場合には、説明会を求めるタイミングは①のみとなる。

- (1) 改正再エネ特措法の施行に向けた周知・広報の徹底
- (2) 説明会等のFIT/FIP認定要件化に関する経過措置
- (3) 再エネ発電事業者と密接に関係する者の範囲**
- (4) 「周辺地域の住民」に係る市町村への事前相談の具体的方法
- (5) 説明会等に係るその他の論点

再エネ発電事業者と密接に関係する者の範囲（議論の背景）

- 本WGの第2次取りまとめでは、説明会等のFIT/FIP認定要件化に当たって、**再エネ発電事業者と密接に関係する者（以下「密接関係者」という。）**について、**次のように、制度上、再エネ発電事業者と同視する形で取り扱う旨の議論がされてきた。**
- ① **説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲** [施行規則概要（資料2）p.2 l.37参照]
 - 低圧（50kW未満）の電源については、原則として説明会以外の手法での事前周知を求めるが、低圧の電源であっても、**複数の電源が至近距離内に集合する場合等は、説明会の開催を求めること**としている。
 - 具体的には、再エネ発電事業の実施場所の敷地境界から100m以内に、**同一の事業者が実施する再エネ発電事業の出力の合計が50kW以上**となる場合、**複数の電源が至近距離内に集合するものと判断**することとなる。その際の「同一の事業者が実施する再エネ発電事業」には、**密接関係者が実施する再エネ発電事業も含む**こととしている。
 - ② **変更認定時の説明会等の実施** [施行規則概要（資料2）p.5 l.29, 30参照]
 - **事業譲渡等により再エネ発電事業者が変更となる場合**、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が多いことを踏まえ、**変更認定の際に、改めて説明会等の実施を求めること**としている。
 - また、**再エネ発電事業者自身は変わらない場合であっても、密接関係者が変更となる際には、同様に、変更認定の際に改めて説明会等の実施を求めること**としている。

再エネ発電事業者と密接に関係する者の範囲（案）

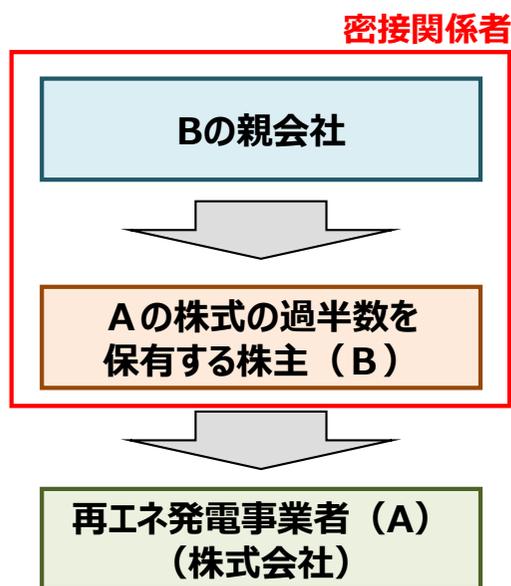
- 密接関係者の範囲については、再エネ発電事業者が実施している事業に与え得る影響の程度を踏まえ、以下のとおりとはどうか。[ガイドライン（資料3）p.27 l.6-11参照]

- ① 再エネ発電事業者が**株式会社**の場合
：再エネ発電事業者に対する**議決権の過半数を保有する株主とその親会社**
- ② 再エネ発電事業者が**持分会社**の場合
：再エネ発電事業者の**社員とその親会社**
- ③ いわゆる**GK-TKスキーム**による再エネ発電事業の場合
：②に加え、**匿名組合出資の出資持分の過半数を保有する出資者とその親会社**

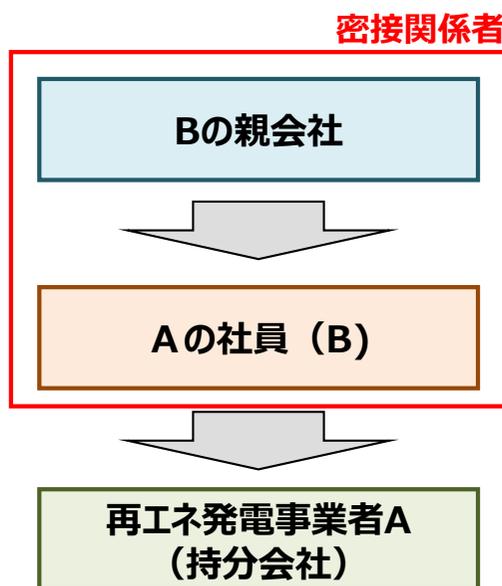
(※) 上記の「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。

(※) 制度の施行状況等を踏まえて検証をした上で、必要があるときは見直しを検討することとはどうか。

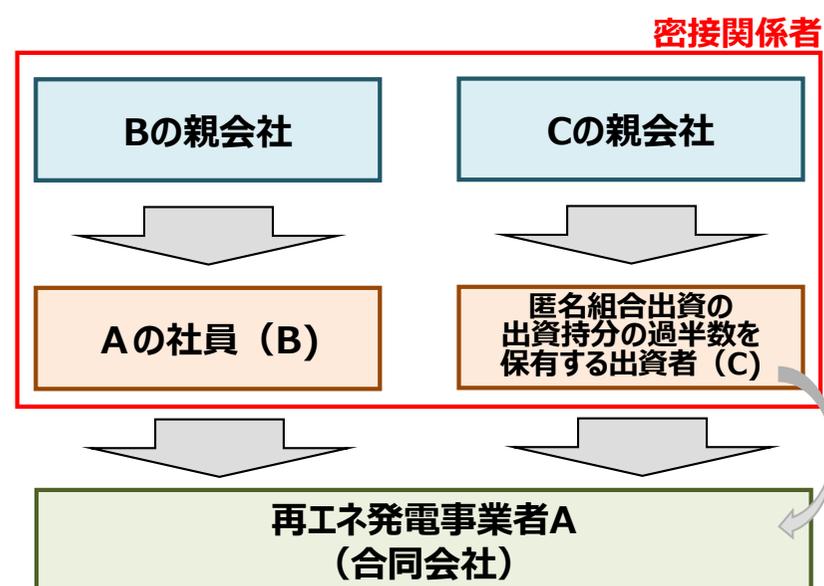
【①再エネ発電事業者が株式会社の場合】



【②再エネ発電事業者が持分会社の場合】



【③GK-TKスキームの場合】



- (1) 改正再エネ特措法の施行に向けた周知・広報の徹底
- (2) 説明会等のFIT/FIP認定要件化に関する経過措置
- (3) 再エネ発電事業者と密接に関係する者の範囲
- (4) 「周辺地域の住民」に係る市町村への事前相談の具体的方法**
- (5) 説明会等に係るその他の論点

「周辺地域の住民」に係る市町村への事前相談の具体的方法（議論の背景）

- 本WGの第2次取りまとめでは、説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲について、
 - 対象範囲を明確とし、事業者・住民の予見性を確保する観点から、**規模ごとに、事業場所の敷地境界からの距離による定量基準を設定した。**[施行規則概要（資料2）p.3 l.6-17参照]
 - (※) 低圧（50kW未満）：発電所の敷地境界から100m以内
 - 高圧・特別高圧（50kW以上）：発電所の敷地境界から300m以内
 - 法アセス（第一種事業）対象事業：発電所の敷地境界から1 km以内
 - 同時に、事業の特性や地域の実情を踏まえた対応を行うため、**地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える**（市町村から意見がない場合には、上記の定量基準の範囲を適用する）こととした。[施行規則概要（資料2）p.3 l.9参照]
- さらに、市町村への事前相談については、**公平性・中立性を確保するためのプロセスの透明化**が必要であることから、第2次取りまとめにおいて、以下の点を明確化した。
 - 再エネ特措法のガイドラインにおいて、**①事業者が市町村に対して事前相談を行う際の様式、市町村が事業者に「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者を示す際の様式**を示しつつ、事前相談はこれらの書面により行うこと。
 - 様式については、市町村の事務負担の軽減の観点から、**可能な限り簡潔なものとしつつも、市町村による判断の透明性を確保するため、「周辺地域の住民」に加えるべき者がいる場合は、その理由を併せて示すことが可能なもの**とすること。

「周辺地域の住民」に係る市町村への事前相談の具体的方法（案）

- 「周辺地域の住民」に係る自治体への事前相談について、①事業者が市町村に対して事前相談を行う際の様式、②市町村が事業者に「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者を示す際の様式は、以下のようなものとしてはどうか。[ガイドライン（資料3）p.29, 30参照]

【①事業者→市町村の事前相談様式】

年 月 日

(宛先) ●●市町村 担当者 殿

申請者（法人名）： _____
 （代表者氏名）： _____
 住所： _____
 （担当者）連絡先： _____

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、再エネ発電事業に関する説明会の開催に当たって、説明会に参加する「周辺地域の住民」として、他に加えるべき者がいないか、下記のとおり相談します。

再エネ発電事業に関する事項	電源種	(記載例) ○○発電
	出力	(記載例) ○○kW
	事業の実施場所(住所)	(記載例) ○○県○○市○○123-4、123-5、・・・
説明会に関する事項	運転開始予定日	(記載例) ○○年○月
	定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲	(記載例) 実施場所の敷地境界から○m以内にある以下の地域。 ・○○市○○100～150 ・○○市××1～5 ※定量基準の範囲内に居住する者が存在しないと考えられる場合には、その旨を記載すること。
	開催予定日時	(記載例) 令和○年○月○年 ※未定の場合は空欄 ○時○分～○時○分
	開催予定場所	(記載例) ○○県○○市○○123-4 ※未定の場合は空欄 ○○ホール第1会議室

※ 説明会において配布を予定している説明資料を添付すること。
 ※ 事業の実施場所や定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲が分かる地図等を添付すること。
 ※ 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」付録2、「自治体意見の様式」を添付すること。

【ポイント①】

- 事業者が、**定量基準の範囲内に住民が存在しないと考える場合には、その旨を記載して、事前相談を行う。**

【ポイント②】

- 事前相談の際には、**①説明会において配布予定の説明資料**
②「周辺地域の住民」の範囲が分かる地図等の添付を求める。

【②市町村→事業者の回答様式】

(宛先) ●●(申請者) 殿

「周辺地域の住民」の範囲に関する相談に対する回答

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、○月○日付で相談のあった再エネ発電事業に関する説明会の開催に関し、説明会に参加する「周辺地域の住民」等について、下記のとおり回答します。

「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者の住所	(記載例) ・○○市○○100～150 ・○○市××1～5	【加えるべき理由】 <input type="checkbox"/> 災害等による影響が想定される <input type="checkbox"/> 景観に関する影響が想定される <input type="checkbox"/> 生活環境の影響が想定される (詳細：) <input type="checkbox"/> その他
	(記載例) ・○○市○○100～150 ・○○市××1～5	【加えるべき理由】 <input type="checkbox"/> 災害等による影響が想定される <input type="checkbox"/> 景観に関する影響が想定される <input type="checkbox"/> 生活環境の影響が想定される (詳細：) <input type="checkbox"/> その他
	(記載例) ・○○市○○100～150 ・○○市××1～5	【加えるべき理由】 <input type="checkbox"/> 災害等による影響が想定される <input type="checkbox"/> 景観に関する影響が想定される <input type="checkbox"/> 生活環境の影響が想定される (詳細：) <input type="checkbox"/> その他
他の市町村への相談の要否	<input type="checkbox"/> 要(市町村：) <input type="checkbox"/> 不要	
備考欄		

※ 理由について「その他」を選択した場合はその理由を記した書類を添付する。
 ※ 住所の記載に代えて、「周辺地域の住民」の範囲に加えるべき者の住所が分かる地図等を添付することも可能。

○○市町村 担当部署： _____

【ポイント③】

- **想定される典型的な理由を列挙し、チェックボックス形式にすることで、市町村の負担を軽減しつつ、実質的な理由が明確になるように**する。

【ポイント④】

- **市町村境に近接して事業が実施されるケースも想定される**ところ、**事業実施場所が属する市町村に、他の市町村への相談の要否を確認。**
 ● **相談が必要とされた場合、同様に当該他の市町村に事前相談を行い、その意見を尊重して、当該他の市町村の住民などを「周辺地域の住民」の範囲に加える。**

- (1) 改正再エネ特措法の施行に向けた周知・広報の徹底
- (2) 説明会等のFIT/FIP認定要件化に関する経過措置
- (3) 再エネ発電事業者と密接に関係する者の範囲
- (4) 「周辺地域の住民」に係る市町村への事前相談の具体的方法
- (5) 説明会等に係るその他の論点**

説明会等に係るその他の論点

【周辺地域等に影響を及ぼす可能性が高いエリア（報告事項）】

- 本WGの第2次取りまとめでは、低圧（50kW未満）の電源については、原則として説明会以外の手法での事前周知を求めるが、低圧の電源であっても、**周辺地域等に影響を及ぼす可能性が高いエリアに立地する場合等は、説明会の開催を求める**こととしている。[施行規則概要（資料2）p.2 l.28-36参照]
 - **FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求める許認可（森林法に基づく許可等）に係るエリア**
 - 災害発生の場合に再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア
 = **土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。以下同じ。）・土石流危険渓流**
 - (※) 本WGの第2次取りまとめでは、「土砂災害警戒区域・土砂災害危険個所」とされていたが、2024年度以降、**土砂災害警戒区域と土石流危険渓流と表記することとなったため**、上記のように記載を修正する。
 - **条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア**

	住宅用太陽光 （※2）	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧（50kW未満） ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 （50kW以上） ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア（※1）外	事前周知を 要件としない	事前周知を 要件としない （努力義務として求める）	説明会以外の手法での 事前周知を求める （※3、※4）	説明会の開催を求める （※4）
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア（※1）内				

（※1）①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。

（※2）10kW未満の太陽光発電事業を指す。

（※3）説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。

（※4）FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（説明会概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）

（注）なお、「**説明会以外の手法での事前周知を求める**」ものについて、**再エネ特措法に基づく要件を全て充足する説明会が開催された場合には、事前周知措置がなされたものとして取り扱う**こととしてはどうか。

説明会等に係るその他の論点

【説明会等に係る再エネ発電事業者の情報管理のあり方（案）】

- 説明会の開催に当たっては、例えば、特に次のような場面において、**再エネ発電事業者が周辺地域の住民の個人情報・プライバシーに配慮することが重要**となる。
 - 本WGの第2次取りまとめでは、説明会の内容に疑義が生じた際に、資源エネルギー庁が事後的に客観的な検証をすることができるよう、再エネ発電事業者に対して、**説明会の録画・録音とその保管を求める**こととしている。録画・録音に関しては、**①出席者（周辺地域の住民）の背面からの録画を求めること、②事業者が対外公表することはプライバシーの保護の観点から許容されないこと**などについて、**ガイドラインにおいて明確化**する。[ガイドライン（資料3）p.21 l.18-p.22 l.3参照]
 - 説明会等の実施に当たり、再エネ発電事業者は、**出席者名簿の作成や意見募集フォームへの対応**など、周辺地域の住民の情報を取り扱うことが想定される。**情報の取扱いについては、関係法令を遵守することが大前提**となる。
- 以上の点に加え、FIT/FIP制度上も、周辺地域の住民の個人情報・プライバシーへの配慮を確保するため、**再エネ発電事業者が説明会等の実施に当たって取得した周辺地域の住民に関する情報**について、**適切に管理及び廃棄することをFIT/FIP認定要件として加える**こととしてはどうか。

【改めて説明会等の実施を求める「再エネ発電事業者の変更」の詳細（案）】

- **事業譲渡等により再エネ発電事業者が変更となる場合、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が多い**ことを踏まえ、**変更認定の際に、改めて説明会等の実施を求める**こととしているところ。
- 事業譲渡に加え、**合併・会社分割や親族等への贈与（グループ内の企業同士で行うものも含む。）**も含め、再エネ発電事業者を変更する場合には、**再エネ発電事業者としての義務履行**（例：関係法令遵守義務や地元自治体との協定等に係る義務等）**の主体が交代する局面**であるため、前述の趣旨を踏まえれば、**改めて説明会等の実施を求めることが適切**ではないか。[ガイドライン（資料3）p.26 l.9, 10参照]

説明会等に係るその他の論点

【説明会等に係る制度のフォローアップ（案）】

- 再エネ特措法に基づき、FIT/FIP認定申請前に説明会等を求める趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、**再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにある。**
- こうした趣旨・目的に照らし、**制度について不断の見直しを行い、要件の充実化を図っていくことが重要**であり、**制度施行後1年程度のタイミングで、施行状況を踏まえたフォローアップを行っていくこと**としてはどうか。